社会福祉法人ケアフル亀山 役員報酬規定

(目的)

- 第1条 この規定は、社会福祉法人ケアフル亀山(以下「本法人」という)の定款 第10条、第16条 及び評議員選任・解任委員会運営規則 第14条に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・ 解任委員(以下「役員等」という)の報酬の支給について定めることを目的とする。
- 第2条 この規定において、役員等とは次に掲げる者をいう。
 - (1) 役員とは定款第5条に定める理事及び監事をいう。
 - (i) 常勤役員とは、日々の勤務表を明確にし、職員に準じて勤務する役員及び最低でも 1週間に3日以上勤務する役員をいう。
 - (ii) 非常勤役員とは、常勤役員以外で、本法人の役員会等必要な業務に日単位で職務に 参加する役員をいう。
 - (2) 評議員とは、定款第13条に定める評議員をいう。
 - (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第14条に定める評議員選任・解任委員をいう。

(役員報酬の意義)

第3条 この規程における役員報酬は、本法人が役員等に対し、役員等としての職務執行の対価として 支払うものをいう。

(報酬の種類および総額)

- 第4条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。
 - 2 常勤役員については、基本的には本俸のみとするが、本法人の業績が良好であれば賞与を 年2回の範囲内で支給することができる。
 - 3 非常勤役員等については、以下の職務に対し、1日単位の報酬額を支給する。
 - (1) 理事会及び評議員への出席
 - (2) 監事監査への出勤
 - (3) 評議員選任・解任委員会への出席
 - (4) その他、法人及び施設業務のための出勤
 - 4 本法人の全理事の報酬は、各年度の総額が 20,000,000 円以内とする。
 - 5 当法人の全監事の報酬は、各年度の総額が 300,000 円以内とする。
 - 6 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、宿泊料、 旅費雑費)を支給する。

(常勤役員報酬額)

第5条 常勤役員の月額報酬額については下記範囲内とし、評議員会において定める。

	月額報酬
1	500,000
2	550,000
3	600,000
4	650,000
5	700,000
6	750,000
7	800,000
8	850,000
9	900,000
10	950,000
11	1,000,000
12	1,100,0000
13	1,200,000
14	1,300,000
15	1,400,000

- (2) 賞与は、年2回の範囲内で業績等の事由に応じて支給することができる。
 - 月額報酬 imes $0 \sim 2.0$
- 2 非常勤役員等の報酬額(会議への出席等)
 - 1日報酬額 6,682円 (所得税 10.21%込み)

(職員が役員の場合の報酬)

第6条 職員が役員等を兼務する場合は、基本的には職員俸給をもって支給する。なお、職員の職務と 明確に区分できる役員の職務については非常勤役員の報酬額を別に支給するが、区分が不明確 のときは職員俸給をもって支給する。

(通勤手当)

第7条 役員等には通勤手当は特に支給しない。ただし、職員が役員の場合は給与規程に準じる。

(役員報酬の支給と控除)

- 第8条 常勤の役員報酬は給与規程に定める職員俸給の支給日に支給する。
 - 2 常勤役員の賞与は給与規程に定める職員賞与の支給日に支給する。
 - 3 所得税、社会保険料等及び、控除することについて本人から申出のあった立替金・積立金・ 貸付金などは毎月の役員報酬より控除する。
 - 4 報酬等は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことができる。その際、所得税を控除する。

(日割計算)

- 第9条 常勤役員が、月の途中で報酬対象となったとき、役員を退任したとき、あるいは死亡したとき は、役員報酬は日割計算で行うものとする。
 - 2 前項に規定する常勤役員の1日あたりの報酬額は、月額報酬を所定労働日数で除した額とする。

(公開)

第10条 この規程は本法人事務所における閲覧及びインターネットにより公表するものとする。

(補足)

第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は評議員会により別に定める。

〈付 則〉

この規定は平成 28 年 3 月 1 日から施行する。平成 17 年 2 月 23 日施行の「社会福祉法人ケアフル亀山非常勤役員報酬規程」は同日に廃止する。

この規定は平成29年4月1日から施行する。

この規則は令和5年7月1日から施行する。